

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 7 年 1 2 月定例会議案目次

議案番号	件名
議第 7 7 号	令和 7 年度山形市一般会計補正予算
議第 7 8 号	令和 7 年度山形市国民健康保険事業会計補正予算
議第 7 9 号	令和 7 年度山形市後期高齢者医療事業会計補正予算
議第 8 0 号	令和 7 年度山形市介護保険事業会計補正予算
議第 8 1 号	令和 7 年度山形市公設地方卸売市場事業会計補正予算
議第 8 2 号	工事請負契約の締結について（山形市上野最終処分場第二期整備事業に伴う第二期整備工事）
議第 8 3 号	「工事請負契約の締結について」の一部変更について（総合スポーツセンターテニスコート等改修工事）
議第 8 4 号	指定管理者の指定について（まんさくの丘）
議第 8 5 号	指定管理者の指定について（山形市菅沢デイサービスセンター）
議第 8 6 号	指定管理者の指定について（あたご荘）
議第 8 7 号	指定管理者の指定について（山形市特別養護老人ホーム菅沢荘）
議第 8 8 号	指定管理者の指定について（山形学園）
議第 8 9 号	指定管理者の指定について（山形市野草園）
議第 9 0 号	児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
議第 9 1 号	山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第 9 2 号	山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第 9 3 号	山形市養護老人ホーム条例の一部改正について
議第 9 4 号	山形市馬見ヶ崎プール条例の一部改正について
議第 9 5 号	山形市火災予防条例の一部改正について
議第 9 6 号	山形市水道給水条例の一部改正について
議第 9 7 号	山形市下水道条例の一部改正について
議第 9 8 号	山形市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正について

議 第 77 号

令和 7 年度山形市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度山形市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,484,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,260,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年11月27日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		37,757,001 ^{千円}	300,000 ^{千円}	38,057,001 ^{千円}
	1 市 民 税	17,145,983	300,000	17,445,983
7 地方消費税交付金		6,752,000	300,000	7,052,000
	1 地方消費税交付金	6,752,000	300,000	7,052,000
11 地 方 交 付 税		14,103,000	△ 80,399	14,022,601
	1 地 方 交 付 税	14,103,000	△ 80,399	14,022,601
15 国 庫 支 出 金		19,655,791	177,816	19,833,607
	1 国 庫 負 担 金	14,217,383	291,756	14,509,139
	2 国 庫 補 助 金	5,374,990	△ 113,940	5,261,050
16 県 支 出 金		8,128,913	148,138	8,277,051
	1 県 負 担 金	4,881,381	94,014	4,975,395
	2 県 補 助 金	2,424,081	54,124	2,478,205
17 財 産 収 入		338,149	20,847	358,996
	1 財 産 運 用 収 入	100,427	20,847	121,274
18 寄 附 金		2,061,400	2,504,000	4,565,400
	1 寄 附 金	2,061,400	2,504,000	4,565,400
19 繰 入 金		2,824,729	△ 30,349	2,794,380
	1 特別会計繰入金	405,682	43,379	449,061
	2 基 金 繰 入 金	2,419,047	△ 73,728	2,345,319

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 諸 収 入		6,144,051 ^{千円}	183,433 ^{千円}	6,327,484 ^{千円}
	5 雑 入	2,414,685	183,433	2,598,118
22 市 債		4,664,400	△ 39,000	4,625,400
	1 市 債	4,664,400	△ 39,000	4,625,400
歳 入 合 計		108,775,987	3,484,486	112,260,473

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		670,711 ^{千円}	13,083 ^{千円}	683,794 ^{千円}
	1 議 会 費	670,711	13,083	683,794
2 総 務 費		12,194,921	808,110	13,003,031
	1 総 務 管 理 費	4,838,079	681,950	5,520,029
	2 徴 税 費	1,096,127	36,148	1,132,275
	3 戸籍住民基本 台帳費	642,453	1,929	644,382
	4 選 挙 費	122,428	2,304	124,732
	5 統 計 調 査 費	167,337	13,573	180,910
	6 監 査 委 員 費	102,331	4,735	107,066
	7 企 画 費	2,088,346	54,866	2,143,212
	8 文化スポーツ費	3,068,759	14,633	3,083,392
	9 交通安全対策費	69,061	△ 2,028	67,033
3 民 生 費		44,524,199	1,035,696	45,559,895
	1 社 会 福 祉 費	19,761,883	661,817	20,423,700
	2 児 童 福 祉 費	20,421,272	272,706	20,693,978
	3 生 活 保 護 費	4,069,587	98,775	4,168,362
	4 災 害 対 策 費	271,457	2,398	273,855
4 衛 生 費		8,286,099	62,762	8,348,861
	1 保 健 衛 生 費	4,000,838	60,806	4,061,644
	2 清 掃 費	3,855,976	2,136	3,858,112
	3 環 境 保 全 費	394,125	△ 180	393,945
5 労 働 費		486,906	1,061	487,967
	1 労 働 福 祉 費	486,906	1,061	487,967

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		2,078,143 ^{千円}	46,806 ^{千円}	2,124,949 ^{千円}
	1 農 業 費	1,724,665	49,093	1,773,758
	2 林 業 費	353,478	△ 2,287	351,191
7 商 工 費		6,647,352	1,277,006	7,924,358
	1 商 工 費	6,575,356	1,271,909	7,847,265
	2 消費者保護費	71,996	5,097	77,093
8 土 木 費		11,939,092	34,539	11,973,631
	1 土 木 管 理 費	472,407	13,732	486,139
	2 道路橋りょう費	3,691,351	332,967	4,024,318
	3 河 川 費	331,379	1,260	332,639
	4 都 市 計 画 費	3,673,958	△ 232,995	3,440,963
	6 住 宅 費	469,997	△ 80,425	389,572
9 消 防 費		3,165,447	62,355	3,227,802
	1 消 防 費	3,165,447	62,355	3,227,802
10 教 育 費		9,529,974	143,068	9,673,042
	1 教 育 総 務 費	2,084,323	105,453	2,189,776
	2 小 学 校 費	1,857,478	36,278	1,893,756
	3 中 学 校 費	616,584	5,426	622,010
	4 高 等 学 校 費	1,448,791	△ 18,837	1,429,954
	6 社 会 教 育 費	1,182,955	15,870	1,198,825
	7 保 健 体 育 費	2,188,557	△ 1,122	2,187,435
歳 出 合 計		108,775,987	3,484,486	112,260,473

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	8 文化スポーツ費	県・市共同スポーツ施設整備検討事業	23,211 ^{千円}
8 土木費	2 道路橋りょう費	山寺地区景観形成（無電柱化）事業	45,700
		景観重点地区景観形成推進事業	4,053
	4 都市計画費	粹七エリア整備事業	409,721
		都市計画街路事業（十日町双葉町線ほか2路線）	194,054

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
まんさくの丘指定管理料	令和7年度から 令和12年度まで	356,700 ^{千円}
あたご荘指定管理料	令和7年度から 令和12年度まで	1,192,600
山形学園指定管理料	令和7年度から 令和12年度まで	1,081,500
野草園指定管理料	令和7年度から 令和12年度まで	536,200
西山形小学校旧校舎等解体事業	令和8年度	61,815
滝山小学校プール給水管改修事業	令和8年度	9,286
第三中学校地下タンク改修事業	令和8年度	2,945

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公 共 施 設 除 却 事 業	千円 143,800	千円 138,700
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	61,400	66,400
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	543,900	562,400
地 方 道 路 等 整 備 事 業	638,700	642,700
市 街 地 整 備 事 業	436,300	344,000
都 市 計 画 街 路 事 業	101,000	119,900
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	269,300	247,300
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	412,300	439,700
デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業	4,400	11,000

令和 7 年度山形市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度山形市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,705,942千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年11月27日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		4,042,854 ^{千円}	114,706 ^{千円}	4,157,560 ^{千円}
	1 国民健康保険税	4,042,854	114,706	4,157,560
3 国庫支出金		4,382	5,380	9,762
	1 国庫補助金	4,382	5,380	9,762
4 県支出金		15,684,423	60,000	15,744,423
	1 県補助金	15,684,423	60,000	15,744,423
5 財産収入		750	3,277	4,027
	1 財産運用収入	750	3,277	4,027
6 繰入金		1,544,604	△ 71,668	1,472,936
	1 一般会計繰入金	1,422,842	50,094	1,472,936
	2 基金繰入金	121,762	△ 121,762	0
7 繰越金		1	262,715	262,716
	1 繰越金	1	262,715	262,716
歳 入 合 計		21,331,532	374,410	21,705,942

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		332,454 ^{千円}	6,590 ^{千円}	339,044 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	305,942	1,210	307,152
	2 徴 税 費	25,812	5,380	31,192
3 国民健康保険 事業費納付金		5,130,170	113,296	5,243,466
	1 医 療 給 付 費 分	3,425,439	107,791	3,533,230
	2 後期高齢者支援 金等分	1,310,369	3,729	1,314,098
	3 介 護 納 付 金 分	394,362	1,776	396,138
4 保 健 事 業 費		222,369	6,127	228,496
	1 特定健康診査等 事業費	197,900	6,127	204,027
5 諸 支 出 金		30,500	154,199	184,699
	1 償還金及び還付 加算金	28,000	146,172	174,172
	3 繰 出 金	0	8,027	8,027
7 基 金 積 立 金		0	94,198	94,198
	1 基 金 積 立 金	0	94,198	94,198
歳 出 合 計		21,331,532	374,410	21,705,942

令和 7 年度山形市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度山形市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,626,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年11月27日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		3,433,526 ^{千円}	98,662 ^{千円}	3,532,188 ^{千円}
	1 後期高齢者医療 保険料	3,433,526	98,662	3,532,188
3 繰 入 金		964,927	△ 18,139	946,788
	1 繰 入 金	964,927	△ 18,139	946,788
4 繰 越 金		1	107,470	107,471
	1 繰 越 金	1	107,470	107,471
5 諸 収 入		7,801	32,199	40,000
	2 償還金及び還付 加算金	7,100	1,200	8,300
	3 雑 入	1	30,999	31,000
歳 入 合 計		4,406,265	220,192	4,626,457

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 79,432	千円 △ 1,347	千円 78,085
	1 総 務 管 理 費	68,710	△ 1,347	67,363
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		4,319,631	184,987	4,504,618
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	4,319,631	184,987	4,504,618
3 諸 支 出 金		7,102	36,552	43,654
	1 償還金及び還付 加算金	7,100	1,200	8,300
	2 繰 出 金	2	35,352	35,354
歳 出 合 計		4,406,265	220,192	4,626,457

令和 7 年度山形市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度山形市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,587千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,808,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年11月27日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		5,588,191 ^{千円}	45,463 ^{千円}	5,633,654 ^{千円}
	2 国 庫 補 助 金	1,462,468	45,463	1,507,931
4 支払基金交付金		6,150,500	△ 63,750	6,086,750
	1 支払基金交付金	6,150,500	△ 63,750	6,086,750
5 県 支 出 金		3,170,498	△ 154	3,170,344
	2 県 補 助 金	107,226	△ 154	107,072
6 財 産 収 入		1,825	7,973	9,798
	1 財 産 運 用 収 入	1,825	7,973	9,798
7 繰 入 金		3,508,913	△ 130,469	3,378,444
	1 一般会計繰入金	3,388,325	△ 9,881	3,378,444
	2 基 金 繰 入 金	120,588	△ 120,588	0
8 繰 越 金		1	453,524	453,525
	1 繰 越 金	1	453,524	453,525
歳 入 合 計		23,496,174	312,587	23,808,761

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 391,028	千円 17,100	千円 408,128
	1 総 務 管 理 費	256,535	17,100	273,635
3 地域支援事業費		788,536	△ 522	788,014
	2 一般介護予防事業費	37,763	783	38,546
	3 包括的支援事業・任意事業費	130,155	△ 1,305	128,850
5 諸 支 出 金		127,038	125,170	252,208
	1 償還金及び還付加算金	6,918	125,170	132,088
7 基 金 積 立 金		0	170,839	170,839
	1 基 金 積 立 金	0	170,839	170,839
歳 出 合 計		23,496,174	312,587	23,808,761

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高齢者生活状況等調査分析事業	令和7年度から 令和8年度まで	千円 21,124

令和 7 年度山形市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年11月27日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		83,975 ^{千円}	△ 2,371 ^{千円}	81,604 ^{千円}
	1 繰 入 金	83,975	△ 2,371	81,604
3 繰 越 金		1	3,093	3,094
	1 繰 越 金	1	3,093	3,094
歳 入 合 計		285,750	722	286,472

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		247,909 ^{千円}	722 ^{千円}	248,631 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	247,909	722	248,631
歳 出 合 計		285,750	722	286,472

議第82号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和7年11月27日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1 契約の目的 | 山形市上野最終処分場第二期整備事業に伴う第二期整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 請負金額 | 金892,100,000円 |
| 4 契約の相手方 | 三井住友建設・東北造園工業・井上工業建設工事共同企業体 |

理 由

山形市上野最終処分場第二期整備事業に伴う第二期整備工事について、三井住友建設・東北造園工業・井上工業建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第83号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和7年6月27日に議決を経た議第49号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更する。

令和7年11月27日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

3 請負金額の項中「金183,700,000円」を「金189,358,400円」に改める。

理 由

総合スポーツセンターテニスコート等改修工事について、請負金額を変更しようとするものである。

議第 8 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者に指定 する団体の名称	指定の期間
まんさくの丘	社会福祉法人 山形市社会福祉事業団	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

理 由

まんさくの丘の管理を社会福祉法人山形市社会福祉事業団に行わせるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 8 5 号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者に指定 する 団 体 の 名 称	指定の期間
山形市菅沢デイサービスセンター	社会福祉法人 山形市社会福祉事業団	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

理 由

山形市菅沢デイサービスセンターの管理を社会福祉法人山形市社会福祉事業団に行わせるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 8 6 号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者に指定 する団体の名称	指定の期間
あたご荘	社会福祉法人 山形市社会福祉事業団	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

理 由

あたご荘の管理を社会福祉法人山形市社会福祉事業団に行わせるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 8 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者に指定 する団体の名称	指定の期間
山形市特別養護老人ホーム菅沢荘	社会福祉法人 山形市社会福祉事業団	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

理 由

山形市特別養護老人ホーム菅沢荘の管理を社会福祉法人山形市社会福祉事業団に行わせるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めようとするものである。

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者に指定 する団体の名称	指定の期間
山形学園	社会福祉法人 山形市社会福祉事業団	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

理 由

山形学園の管理を社会福祉法人山形市社会福祉事業団に行わせるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 8 9 号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者に指定 する団体の名称	指定の期間
山形市野草園	一般財団法人 山形市都市振興公社	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

理 由

山形市野草園の管理を一般財団法人山形市都市振興公社に行わせるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めようとするものである。

児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

山形市長 佐藤 孝弘

児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条中「第11条から第13条まで」を「第11条、第13条」に改め、同条の表第12条の項を削る。

(山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第11号中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

(山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童福祉法等の改正に伴い、関係条例について規定の整備をしようとするものである。

議第 9 1 号

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
について

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例

(山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条
例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利
用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和
4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 1 項に規定する健康診査をいう。同
表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。））」に、「当該健康診
断」を「当該健康診断等」に、「利用乳幼児に対する利用開始時の」を「それぞれ同表の右
欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児
の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次
の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開 始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
--	---------------------

乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	-----------------------------

（山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

（山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障がい児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

保育所等において実施する健康診断の取扱いに関する基準について、所要の改正を行おうとするものである。

議第 9 2 号

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につい
て

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定す
る。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年市条例第 3 0 号）の一部を次
のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び」を「、」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又
は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務
及び法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次
に次の 1 項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定
事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機
能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定
する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）に
よる住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自
らが保有するものを利用することができる。

第5条第2項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

別表第1中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に次のように加える。

9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の10の項中「又は地域生活支援事業の実施」を削り、

同表12の項中「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を
」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表13の項及び14の項中
」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を
」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表15の項中
」

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定

を

めるもの

」

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表１６の項中

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

年金給付関係情報であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表１７の項中

」

「

母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「

母子保健法による養育医療の給付又は養育

医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表１８の項中

」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表に次のように加える。

」

１９ 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
２０ 教育委員会	児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第３中２の項を３の項とし、１の項を２の項とし、同表に１の項として次のように加える。

１ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

別表第３に次のように加える。

４ 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

理 由

情報システムの標準化に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の庁内連携が可能な事務を追加しようとするものである。

議第93号

山形市養護老人ホーム条例の一部改正について

山形市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

山形市養護老人ホーム条例（昭和39年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100人」を「60人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

あたご荘の入所定員を変更しようとするものである。

山形市馬見ヶ崎プール条例の一部改正について

山形市馬見ヶ崎プール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市馬見ヶ崎プール条例の一部を改正する条例

山形市馬見ヶ崎プール条例（平成 7 年市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

期間	使用者区分	単位	使用料（円）		摘要
			市内に 居住する者	市外に 居住する者	
夏 期	大人	1 人 1 回	8 0 0	1, 2 0 0	1 夏期とは、規則で定める期間をいう。 2 4 歳未満児が使用する場合は、無料とする。
	高校生		6 0 0	9 0 0	
	中学生以下		4 0 0	6 0 0	
	大人	団体使用 2 0 人以上	6 4 0	9 6 0	
	高校生		4 8 0	7 2 0	
	中学生以下		3 2 0	4 8 0	
夏 期 以 外	大人	1 人 1 回	6 0 0	9 0 0	
	高校生		4 0 0	6 0 0	
	中学生以下		3 0 0	4 0 0	
	大人	回数使用 1 1 回分	6, 0 0 0	9, 0 0 0	
	高校生		4, 0 0 0	6, 0 0 0	
	中学生以下		3, 0 0 0	4, 0 0 0	
	大人	団体使用 2 0 人以上	4 8 0	7 2 0	
	高校生		3 2 0	4 8 0	
	中学生以下		2 4 0	3 6 0	

備考 プールをその本来の用以外に使用する場合は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

施設の利用状況や物価の高騰等を踏まえ、プールの使用料を改定しようとするものである。

山形市火災予防条例の一部改正について

山形市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市火災予防条例の一部を改正する条例

山形市火災予防条例（昭和48年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第31条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第6号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第31条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第52条の3第1項第3号中「第55条」を「第55条第1項」に改める。

第55条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

理 由

林野火災予防の実効性を高めるために必要な措置等について規定しようとするものである。

議第96号

山形市水道給水条例の一部改正について

山形市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市水道給水条例の一部を改正する条例

山形市水道給水条例（昭和33年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「前条第1項ただし書に規定する軽微な変更について」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項ただし書に次の各号を加える。

- (1) 給水装置工事の内容が前条第1項ただし書に規定する軽微な変更であるとき。
- (2) 災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると管理者が認めるとき。

第10条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「及び前項ただし書第2号に規定する者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」を加える。

第11条第2項及び第33条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第37条第3号中「の承認」を削り、「指定を受けないで工事」を「規定に違反して給水装置工事」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害時等において給水装置の工事が円滑に実施される体制を整備しようとするものである。

議第97号

山形市下水道条例の一部改正について

山形市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市下水道条例の一部を改正する条例

山形市下水道条例（昭和40年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の業務を執行する管理者を含む。）から排水設備等の新設等の工事を行うことができる者として指定を受けている者に当該工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害時等において排水設備の工事が円滑に実施される体制を整備しようとするものである。

議第 98 号

山形市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正について

山形市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和 5 年市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長（法第 7 条の規定により置かれた下水道事業又は農業集落排水事業の業務を執行する管理者を含む。）から排水設備等の新設等の工事を行うことができる者として指定を受けている者に当該工事を行わせる必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害時等において排水設備の工事が円滑に実施される体制を整備しようとするものである。